

令和5年度 文教委員会資料

【所管事務の調査（報告）】

新たなミュージアムの整備に向けた取組について

資料1 「新たなミュージアムの開設候補地に係る協議に関する覚書」の締結等について

資料2 新たなミュージアムの開設候補地に係る協議に関する覚書

参考資料1 向ヶ丘遊園跡地に関する基本合意書

参考資料2 「小田急沿線まちづくり」の連携・協力に関する包括連携協定書

市 民 文 化 局

(令和5年8月24日)

1 覚書締結の目的

- 本市が「新たなミュージアムに関する基本構想」（以下「基本構想」という。）で開設候補地として選定した「生田緑地ばら苑隣接区域」は、小田急電鉄株式会社（以下「小田急電鉄」という。）の向ヶ丘遊園跡地利用計画の区域と隣接している。そのため、「生田緑地ばら苑隣接区域」を正式な開設地として決定するために必要な工程である、新たなミュージアムの通行ルート等に係る調査・検討について、相互に関連・影響する事項として、双方が協力して進めることを目的とし、令和5（2023）年8月15日に「新たなミュージアムの開設候補地に係る協議に関する覚書」（以下「覚書」という。）を締結した。

2 背景及び経過

- 令和3（2021）年11月に「新たな博物館、美術館に関する基本的な考え方」を策定し、現施設・現在地でのミュージアム機能の再開は行わず、等々力緑地外に移転し、可能な限り被災リスクの少ない場所に設置することを検討していくことを決定。
- 令和4（2022）年8月に新たな博物館、美術館の開設候補地選定に向けて検討を進めるにあたり、向ヶ丘遊園跡地利用計画との調整に係る協議について、本市から小田急電鉄へ依頼。
- 令和5（2023）年3月に開設候補地を「生田緑地ばら苑隣接区域」とする基本構想（案）を公表するとともに、向ヶ丘遊園跡地利用計画との調整に係る引き続きの協議について、本市から小田急電鉄へ依頼。
- 令和5（2023）年5月に「新たなミュージアムに関する基本構想」を策定。

■「生田緑地ばら苑隣接区域」位置図



※ 位置図中の楕円の点線は、開設候補地のおおよその位置を示したものであり、詳細な範囲は今後検討。

〈参考：これまでの本市と小田急電鉄との主な締結文書〉

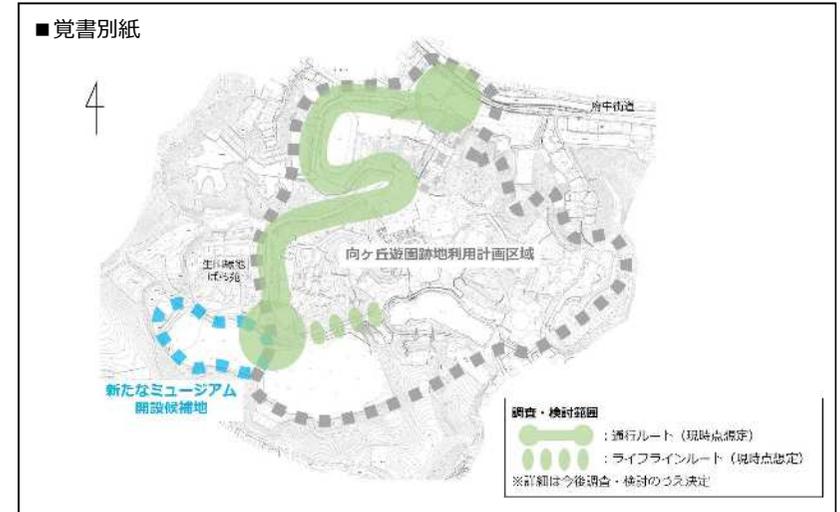
- 平成16（2004）年11月に本市と小田急電鉄で「向ヶ丘遊園跡地に関する基本合意書」を締結し、相互理解を深め、一致協力して跡地活用を推進していくこととした。
- 平成28（2016）年11月に『小田急沿線まちづくり』の連携・協力による包括連携協定」を締結し、川崎市北部エリアにおける小田急線沿線地域の暮らしやすいまちづくりの実現を目指していくこととした。

【小田急電鉄による向ヶ丘遊園跡地利用計画の状況】

平成30（2018）年11月の小田急電鉄からの公表時は令和5（2023）年度の開業を目指すと言われていたが、小田急電鉄からは「計画の基本的な方針は維持しつつも、コロナ禍により生じた社会ニーズ等の変化への対応も踏まえ、計画の精査・調整を進めており、今後のスケジュールについても検討を進めているところ」と伺っている。コロナ禍の影響に加え、本市から新たなミュージアムの開設候補地としての協議を依頼しているため、小田急電鉄としては、それらを総合的に勘案して検討していくことになると考えられる。

3 覚書の概要

- 本市及び小田急電鉄は、覚書別紙で定める位置及び範囲を基本とし、通行ルート、ライフラインの設備（給排水、電気、ガス等）、交通対策等について、調査・検討を行う。
- 調査・検討にあたっては、基本構想及び向ヶ丘遊園跡地利用計画の相乗効果により、登戸・向ヶ丘遊園エリアにおいて、個別では創出できない価値や魅力の向上、賑わいの創出、効率化等、市民や地域にとってよりよいものとなるよう努めるものとする。



4 今後の予定

- 新たなミュージアムの通行ルート等に係る調査・検討の実施は、向ヶ丘遊園跡地利用計画との整合性を図るため、迅速に対応する必要があることから、必要な経費について補正予算による措置を目指し、令和5（2023）年第4回市議会定例会にて当該議案を提出予定。議決後、覚書に基づく調査・検討に必要な作業を小田急電鉄に委託し、通行ルート等の調査・検討を進めていく。（令和6（2024）年春頃を目途に、考える最適な通行ルート案を決定予定。）
- 今後、関連計画である「生田緑地ビジョン」の改定や「ばら苑管理運営整備方針」の策定スケジュールとの整合性や、市民への丁寧な検討状況の説明・共有を行う観点から、令和6（2024）年2月頃を目途に基本計画の中間報告を行う。基本計画については、総合計画第3期実施計画期間中（令和7（2025）年度まで）での策定を予定しており、令和6（2024）年秋頃の策定を目途に取組を進めていく。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度～
想定スケジュール	★基本構想策定 (R5.5)	★基本計画中間報告 (R6.2)	基本計画策定 (R6秋頃)	管理運営計画策定 (R7秋頃)
	通行ルート等調査・検討 (R5.10～R6春)			
	懇談会、ワークショップ、アンケート等 (R5.7～R6春)			
	整備手法等検討			(事業者公募、)設計、工事等
市民ミュージアム事業と連携した、検討・整備期間から開館までをつなぐ取組の実施				

新たなミュージアムの開設候補地に係る協議に関する覚書

川崎市（以下「甲」という。）と小田急電鉄株式会社（以下「乙」という。）は、平成16年11月に「向ヶ丘遊園跡地に関する基本合意書」（以下「基本合意書」という。）を締結し、一致協力して跡地活用を推進していくこととするとともに、平成28年11月に『小田急沿線まちづくり』の連携・協力による包括連携協定」（以下「包括連携協定」という。）を締結し、川崎市北部エリアにおける小田急線沿線地域の暮らしやすい沿線まちづくりの実現を目指して、連携協力してきたところである。

こうした中、甲は、令和5年5月に「新たなミュージアムに関する基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定し、新たなミュージアムの開設候補地として生田緑地ばら苑隣接区域（川崎市多摩区長尾2丁目地内）を選定した。併せて、当該地が乙の向ヶ丘遊園跡地利用計画の区域に隣接していることから、先般、甲から乙に対して新たなミュージアム候補地に係る協議依頼書を提示したところである。

今後、基本合意書及び包括連携協定を踏まえ、相互に関連・影響する事項について、調査・検討を行うに当たり、「新たなミュージアムの開設候補地に係る協議に関する覚書」（以下「本覚書」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、基本構想において開設候補地とした生田緑地ばら苑隣接区域が、乙の向ヶ丘遊園跡地利用計画の区域と隣接していることから、相互に関連・影響する事項について、甲及び乙が協力し、調査・検討を行うことを目的とする。

（情報交換）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、適宜、必要な情報交換を行うものとする。

（調査・検討位置及び範囲）

第3条 調査・検討を行う位置及び範囲は別紙を基本とする。

（調査・検討事項等）

第4条 甲及び乙は、通行ルート、ライフラインの設備（給排水、電気、ガス等）、交通対策、その他の相互に関連・影響する事項について、調査・検討を行うものとする。

2 甲及び乙は、本覚書に基づく調査・検討にあたっては、基本構想及び向ヶ丘遊園跡地利用計画の相乗効果により、登戸・向ヶ丘遊園エリアにおいて、個別では創出できない価値や魅力の向上、賑わいの創出、効率化等、川崎市民や地域にとってよりよいものとなるよう努めるものとする。

(期限)

第5条 本覚書の有効期限は、本覚書の締結日から第1条に定める目的を達成したと甲乙合意のもと判断し、調査・検討の結果を踏まえた協定等を締結するときまでとする。

(費用負担)

第6条 調査・検討のうち、新たなミュージアム開設に必要な通行ルートやライフラインの設備に関して生じる諸費用については、甲の負担とし、その他に生じる諸費用については、原因を生じさせた者が負担することを原則とし、適切な負担割合を甲乙協議の上定めるものとする。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、本覚書に基づき知り得た相手方の機密を第三者に開示・漏洩してはならない。

(その他)

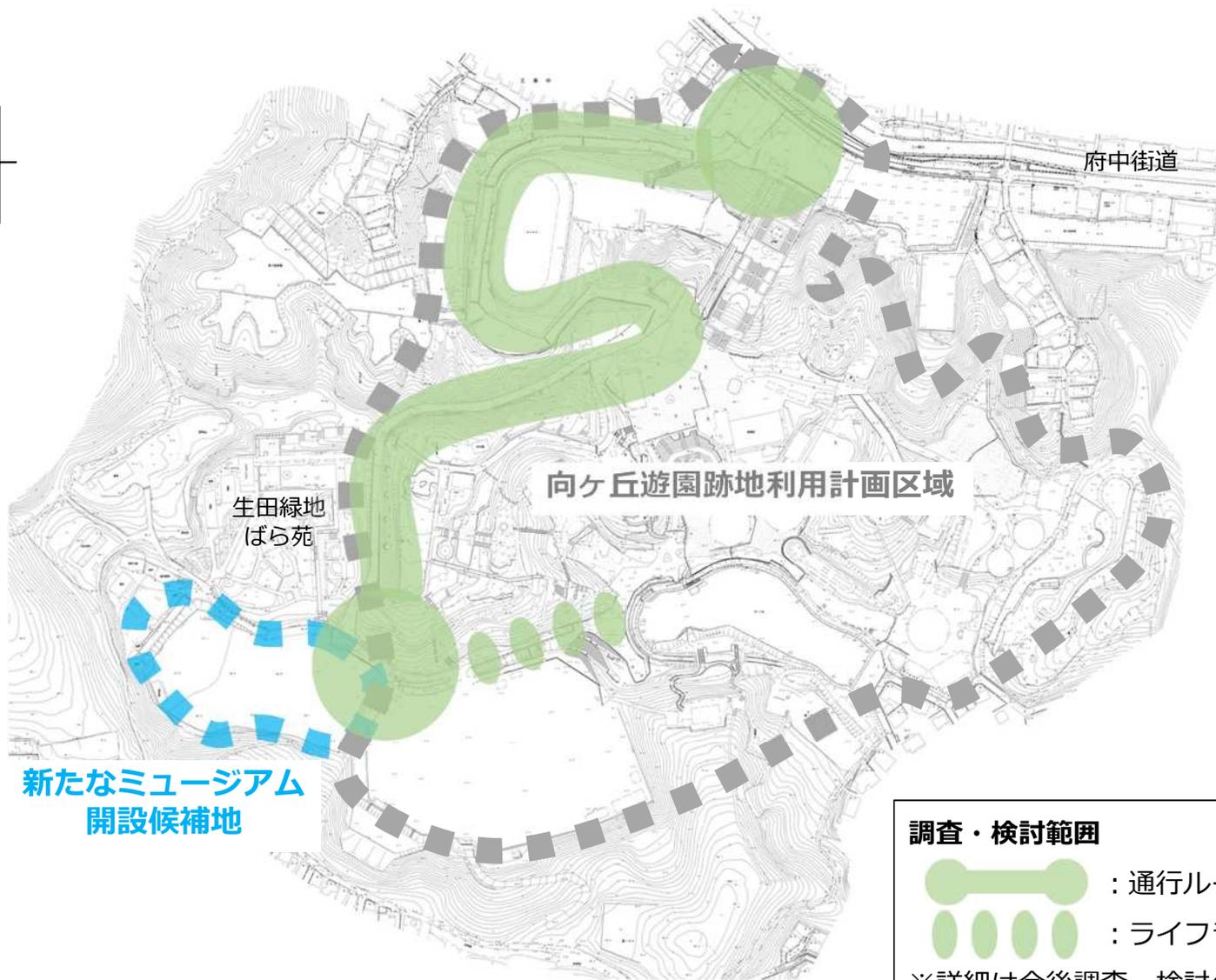
第8条 本覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して処理するものとする。

本覚書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙各々記名押印の上、各々その1通を保有するものとする。

令和5年8月15日

甲 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市
川崎市長 福田紀彦

乙 東京都渋谷区代々木2丁目28番12号
小田急電鉄株式会社
取締役社長 星野晃司



向ヶ丘遊園跡地に関する基本合意書

向ヶ丘遊園跡地に関する基本合意書

向ヶ丘遊園は、昭和2年に開園し、以来、75年間の長きにわたり開業してきたが、惜しまれつつ平成14年3月末をもって閉園した。

向ヶ丘遊園は生田緑地の都市計画決定以前から開園しており、多摩丘陵の緑豊かな自然を生かし、花と緑の遊園地として、川崎市民をはじめ首都圏の方々に親しまれ、生田緑地の一部としての役割を十分に果たしてきた。

閉園後の跡地活用については、この3年間、「環境共生」を前提に協議を進め、このたび、多摩丘陵の緑豊かな自然を次世代に残すため、川崎市と小田急電鉄株式会社は相互理解を深め、一致協力して跡地活用を推進していくこととし、次の通り合意に達した。

- 1 小田急電鉄株式会社は、向ヶ丘遊園跡地の貴重な緑を保全する。
- 2 川崎市は、緑の保全にあたり、必要な支援を行う。
- 3 小田急電鉄株式会社は、都市計画緑地内の自社管理地を一定のルールのもと、市民に開放し、向ヶ丘遊園の花と緑の歴史を継承する。
- 4 川崎市は、計画区域に隣接する緑豊かな区域を都市計画緑地の区域に編入し、緑の少ない遊戯施設が設置されていた区域を都市計画緑地の区域から除外する。
- 5 跡地活用は、良好なまちづくりに寄与する計画とする。
- 6 川崎市と小田急電鉄株式会社は、敷地内に存する個人地権者の意向を尊重する。

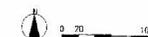
平成16年11月24日

神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市市長 阿部 孝夫

東京都渋谷区代々木2丁目28番12号
小田急電鉄株式会社
取締役社長 松田 利之



■ゾーニング案



- 緑地編入ゾーン
新たに都市計画緑地として指定する区域とする。
生田緑地の緑の連続性を確保し、散策路等の整備を行うゾーン。
- 樹林地ゾーン
現行通り都市計画緑地の区域とする。
制園の緑の保全を目的に、生田緑地の回遊性を配慮した整備を行う。将来とも企業、市及び市民が連携して緑を育む場としていくゾーン。
- ガーデンゾーン
現行通り都市計画緑地の区域とする。
向ヶ丘遊園の花と緑の歴史を継承しながら、一定のルールのもと、市民が花木観賞やレクリエーションが楽しめることとし、入々が落ちる緑の場、賑わいの場のゾーン。
- 事業ゾーン
都市計画緑地の指定区域から除外する。
周辺の利用地域を前提し、現行の利用地域に一定の制限を加えた土地活用を図る。既存の緑地状況を踏まえ、景観に配慮した土地活用を行うゾーン。
- (仮称) 藤子・F・不二雄ミュージアムゾーン
- 敷地面積 (約21万8千㎡)
- 旧向ヶ丘遊園区域 (約29万㎡)
- 都市計画緑地(生田緑地)

「小田急沿線まちづくり」の連携・協力に関する包括連携協定書

川崎市（以下、「甲」という。）と小田急電鉄株式会社（以下、「乙」という。）は、川崎市北部エリアにおける小田急線沿線地域（以下、「対象地域」という。）のまちづくりに関して、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、概ね10年後を見据えて甲および乙が相互に情報や意見の交換に努め、協働により取り組む施策などについて緊密に連携・協力し、対象地域における地域特性や地域資源を活かした暮らしやすい沿線まちづくりの実現を目指すことを目的とする。

（取組事項等）

第2条 甲および乙は、前条に定める本協定の目的を達成するため、対象地域内における次の各号の事項について、連携・協力するものとする。

- （1）駅を中心としたまちづくりや公共交通機能の強化等に関すること
- （2）暮らしやすいまちづくりに関すること
- （3）地域資源を活かした豊かなまちづくりに関すること
- （4）鉄道沿線の魅力向上・活性化に関すること
- （5）その他、甲乙の連携・協力による取組が必要と認められること

（協議）

第3条 甲および乙は、前条の各事項に関する取組について情報や意見の交換ができる場を適宜設けるとともに、協働により推進することについて合意した取組については具体的な内容、実施方法、役割分担等その他必要となる事項について協議の上、必要に応じて覚書等を締結するものとする。

2 甲および乙は、定期的に前条に関する全ての各取組の協議状況を共有する場を設けるものとする。

（協定の変更）

第4条 本協定の内容について、甲乙いずれかが変更を申し出た場合は、両者合意の上、変更できるものとする。

2 前項にかかわらず、甲および乙は、相手方に対し1ヶ月前までに書面による申し入れを行うことにより、本協定を解除することができる。

（守秘義務）

第5条 甲および乙は、協働により取り組むにあたって知り得た情報等を相互間の承認を得ずに第三者に漏らしてはならない。

（協議事項）

第6条 本協定に定めのない事項または本協定の各条項に関し、疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年11月15日

甲 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地

川 崎 市

川 崎 市 長

乙 東京都渋谷区代々木2丁目28番12号

小田急電鉄株式会社

取締役社長